

ウェルビューいずみ

共生デイサービスセンター運営規程

ウェルビューいずみ

共生デイサービスセンター

## ウェルビューいずみ共生デイサービスセンター運営規程

### (事業の目的)

#### 第1条

社会福祉法人いずみ会が開設するウェルビューいずみ共生デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護及び第一号通所事業（以下「通所介護等」という。）の適正な運営を行うために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態等にある高齢者及び障害者に対して、常に適切な指定通所介護等サービスを提供することを目的とする。

### (運営方針)

#### 第2条

事業所は、要介護状態または要支援状態等にある高齢者及び障害者に対して、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体・精神的負担の軽減を図るものとする。

2. 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行うものとする。

3. 事業の運営にあたっては、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、その他の保健、医療または福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

#### 第3条

事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ウェルビューいずみ共生デイサービスセンター
- 二 所在地 秋田市泉菅野二丁目17番27号

### (職員の職種、員数および職務内容)

#### 第4条

事業所に勤務する職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うものとする。

- 二 生活相談員 2名（1名兼務）

生活相談員は、相談サービスの提供にあたるものとする。

三 看護職員 1名以上

看護職員は、看護サービスの提供にあたるものとする。

四 介護職員 2名以上

介護職員は、介護サービスの提供にあたるものとする。

五 機能訓練指導員 1名（兼務）

機能訓練指導員は、通所者に対する機能の維持・回復のための機能訓練サービスの提供にあたるものとする。

(営業日および営業時間)

#### 第5条

事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとし祝日も営業する。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- 三 サービス提供単位は1単位とし、その時間は午前9時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

#### 第6条

事業の定員は、15名とする。

(指定通所介護等事業の内容)

#### 第7条

事業所は、以下に定める事業を行うものとする。

- 一 地域密着型通所介護計画及び第一号通所事業計画の作成。
- 二 機能訓練（指定通所介護）
- 三 その他事業所において通所介護等に関する相談に応じ、必要な指導助言を行う。

(利用料)

#### 第8条

通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準、または市長が定める基準によるものとし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは利用者負担として各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2. 前項の他、利用者から次に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

- 一 おむつ代
  - 二 食材料費
3. 当施設の利用料は、別表の料金表に掲げるとおりとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の事業実施地域は、秋田市（河辺、雄和地区を除く）の地域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条

通所者は、管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

- 2. 通所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため施設に協力しなければならない。
- 3. 通所者は、身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに管理者または生活相談員に届出なければならない。

(緊急時における対応方法)

第11条

事業所は、通所介護及び第一号通所事業を実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、すみやかに主治医又は協力病院に連絡し指示を求める等必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条

管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期すものとする。

- 2. 前項の実施について少なくとも年2回以上の避難訓練を行うものとする。

(秘密の保持)

第13条

従業者は、在職中はもとより、離職後においても業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとする。

- 2. サービス担当責任者会議等において、利用者または家族の個人情報を用いる場

合は、あらかじめ利用者または家族の同意を文書により得るものとする。

(苦情処理)

第14条

事業所は、提供した通所介護等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置)

第15条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めるものとする。

(損害賠償)

第16条

事業所は、利用者に対する通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、すみやかに損害賠償を行うものとする。

(記録の整備)

第17条

事業所は、設備、備品、従業者、会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2. 地域密着型通所介護計画及び第一号通所事業計画書その他その提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から2年間保存するものとする。

(地域との連携等)

第18条

事業所は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、運営を行う。

2. 運営推進会議は、6か月に1回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(その他運営についての留意事項)

第19条

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人いずみ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。

[別 表]

ウェルビューいずみ共生デイサービスセンター料金表

1. 地域密着型通所介護サービスの利用料金

厚生労働大臣が定める基準額による。ただし、法定代理受領サービスである場合は介護保険負担割合証負担割合の額。

2. 第一号通所事業の利用料金

市長が定める基準額による。ただし、法定代理受領サービスである場合は介護保険負担割合証負担割合の額。

3. その他の利用料（全額自己負担）

食材料費	1日	600円
おむつ代		実 費

(以 上)